法規的告示

○農林水産省告示第千二百九十七号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第三条第一項の規定に基づき、アーモンドミルクの日本農林規格（ＪＡＳ　〇〇三三）を次のように定め、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年九月二十六日から施行する。

令和八年八月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千二百九十八号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、アーモンドミルクについての取扱業者等の認証の技術的基準を次のように定め、令和八年九月二十六日から施行する。

令和八年八月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千二百九十九号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十二条（同令第六十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、アーモンドミルクについての検査方法を次のように定め、令和八年九月二十六日から施行する。

令和八年八月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千三百号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第十七条の規定に基づき、飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和五十四年農林水産省告示第千百八十二号）の一部を次のように改正し、令和八年九月二十六日から施行する。

令和八年八月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千三百一号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十六条第一項第一号（同法第三十六条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第一項（同法第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準（平成三十年農林水産省告示第六百九十六号）の一部を次のように改正し、令和八年八月二十七日から施行する。

令和八年八月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千三百二号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第四十八条第一項第二号ハ（同令第七十一条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間（平成十八年農林水産省告示第二百十七号）の一部を次のように改正し、令和八年八月二十七日から施行する。

令和八年八月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

その他告示

○農林水産省告示第千三百三号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Actinotus helianthi Labill.	ハニーホイップ	岐阜県 岐阜県岐阜市薮田南二丁目１番１号	第36649号 令和８年６月８日
Osteospermum L.	KANNO OS4号（ごう）	菅野政夫 神奈川県茅ケ崎市萩園1649―11 菅野雅子 神奈川県茅ケ崎市萩園1649―11	第37681号 令和８年６月26日
〃	KANNO OS5号（ごう）	〃	第37682号 令和８年６月26日
Rosa L.	サーヤピンク	中嶋和博 愛知県豊橋市神野新田町字ソノ割13番地１	第37971号 令和８年６月26日
Vaccinium L.	Ridley7301	Mountain Blue Orchards Pty Ltd 1372A Bruxner Highway, Lindendale, New South Wales, 2480, Australia	第38060号 令和８年６月９日
〃	Ridley 2503	〃	第38061号 令和８年６月９日
〃	Ridley 1702	〃	第38062号 令和８年６月９日

○農林水産省告示第千三百四号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Polianthes tuberosa L.	NCYU Cherry	Foreport Enterprises Co., Ltd. No.224-1, Sec.5, Minsheng East Road, Songshan Dist., Taipei City 105, Taiwan	第35766号 令和８年６月30日